



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒暖の差が激しいですので、体調には十分にご注意ください。

重要情報

1. 確定申告シーズン始まる

申告義務のある方の確定申告期間は翌年2/16-3/15ですが、還付申告ができる方は翌年1/1から5年間です。青色申告会や役所公民館等で行われる無料相談会場では上記に関わらず2/16前でも申告可能です。

2. 空き家譲渡特例の延長決定

相続により空き家になった家屋と敷地を譲渡した場合の3千万円控除の特例が2023.12月まで延長されるとともに、介護認定等により老人ホーム等に転居して空き家になっていたものも対象に追加されました。

3. キャッシュレス決済導入店舗への補助

キャッシュレス決済を導入する中小小売店舗の負担の一部補助が予定されています。各決済事業者に対して手数料率を3.25%以下としたうえでその1/3を一定期間国が補助する、端末導入費用を助成する等が検討されています。

元バックパッカー赤羽の旅嘸(ハナ)



[グアテマラ報告⑤乗り物2018.8月] ローカル交通手段は個人旅行の一つの醍醐味だと思っています。グアテマラ移動で欠かせないのは、アメリカのスクールバスを改造した「カミオネタ」。町から町へ30分以上の中距離移動の主力で、旅行者たちはチキンバスと呼んでいます。2人掛けの席に大人3人詰めて座り、英語はもちろん通じません。町中移動は三輪タクシー「トゥック」が活躍します。距離にかかわらず75円～150円で子供料金は取られません。町中を決まったルートで巡回しているハイエース「コレクティブ」は中南米のどのエリアでも見られます。また同じ使われ方をしている「ピックアップトラック」は、混んでいると荷台からはみ出て人がしがみ付きます。通学などによく使われるようです。

☆事務所からの連絡☆

資料送付が多い顧問先さまに、弊社宛名ラベルを配布します。よろしければご利用ください。

3月のイベント

★確定申告期限迫ります！

所得税	3/15金
贈与税	〃
個人消費税	4/1月

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

【顧問サービスのご利用について】
会計や税務は弊所業務の一部です。ぜひ、顧問サービスもご活用ください。①よろず質問：不動産・保険・証券・相続贈与など資産に関することや、契約・法務・雇用・融資などについても業務範囲です。会計税務以外についてもお尋ね下さい。②カウンセラー：守秘義務がありますので、お考えを何でもお話し下さい。③保存屋：過去の出来事も調書に記録して保存しています。相談の前提をいつも準備しています。④専門家の窓口：各種専門士業の要否の検討、取次ぎなどをします。⑤仲人：法人の売買や事業の引継ぎのお相手をとります。

＜弊所の主な取扱い業務＞

- ・ 資産 (相続/贈与/売買/運用/生命保険)
- ・ 商事 (起業/開業/法人設立/書式/商業慣行)
- ・ 税務 (確定申告/雇用源泉事務/税務顧問)
- ・ 会計 (記帳指導/IT導入支援/財務顧問)
- ・ MA (株価算定/事業売買の紹介仲介斡旋) など

晩酌のじかん

正月に伸びた髪を切りに床屋へ行ったら失敗して「ほぼ坊主」になりました。とても寒いので、柄にもなくニット帽などを被っています。取引先企業の若手社員に笑われてしまいました。しかし、「うちのお客さんたちには全く突っ込まれなかったよ」と言う「忖度でしよ！」と。そ、忖度なんですか！



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red